

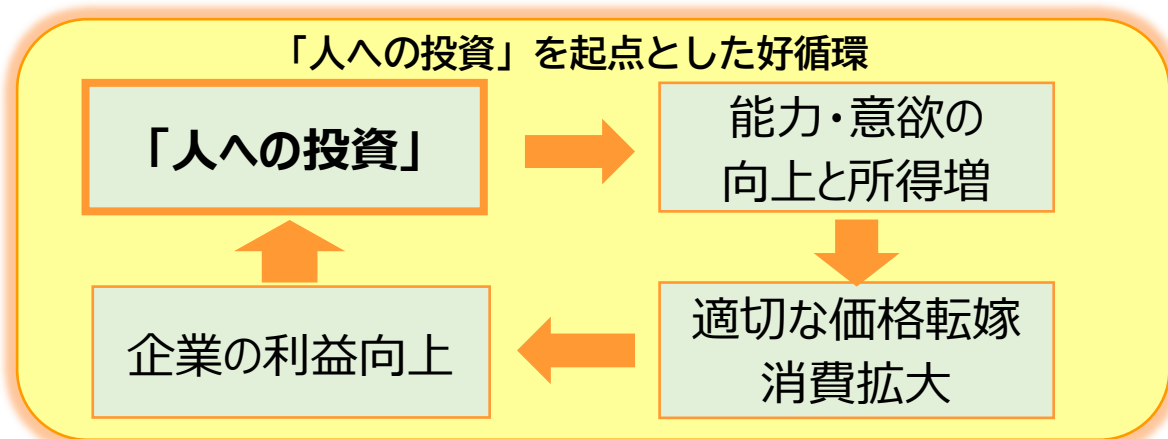
2024.11.26／連合提出資料

賃上げの基盤整備と地域別最低賃金の中期目標について

1. 賃上げの基盤整備について

- 2024 春季生活闘争では 33 年ぶりの 5% 台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。それは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していないことも要因の一つである。
- 来年は、四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打ち、動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年としなければならない。政労使が力を合わせ、すべての働く人の持続的な生活向上をはかり、新たなステージをわが国に定着させることをめざすべきである。
- この会議体等を通じ、「賃金も物価も上がらない」というノルムを変え、生活向上が実感できる賃上げがあたりまえになる社会をめざしていくという強いメッセージを発していくべきである。
- 政府には、賃上げにむけた基盤整備に取り組んでいただきたい。

→5%以上の賃上げのすそ野を中小企業や労働組合のない企業へも広げ、「人への投資」を起点とした好循環を本格的に起動させるべきである。

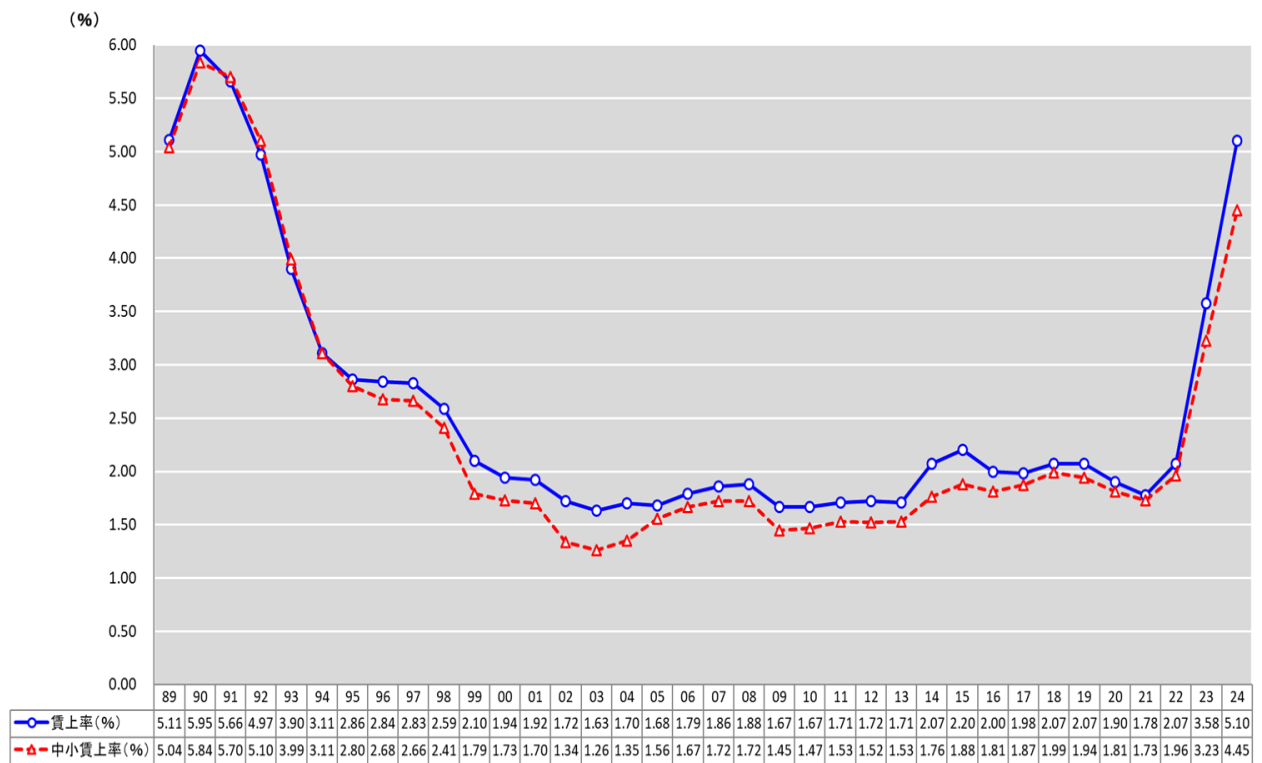


<賃上げの基盤整備に関する政府への要望>

- 労務費転嫁指針の周知徹底と公的分野も含む適切な価格転嫁・適正取引の促進
- パートナーシップ構築宣言の実効性とインセンティブ付与、賃上げした中小企業への支援策の強化
- 賃上げ率の低い業種（運輸、宿泊、飲食サービス、医療、介護、福祉など）での政策対応の強化
- 賃上げと適正な価格転嫁の機運を醸成する地方版政労使会議の効果的な実施
- 物価や賃金が継続的に上昇する新たな時代に対応した下請法等の改正
- 物価や為替レートの安定を含めた適切なマクロの経済社会運営

資料

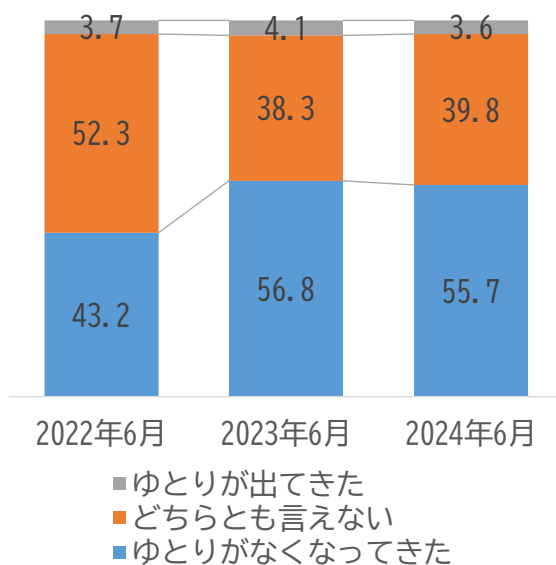
平均賃金方式での賃上げ状況の推移（連合結成以降）



(注)1989～2024 年のデータは、すべて 6 月末時点の最終集計結果。

働く人の生活実感は引き続き厳しい

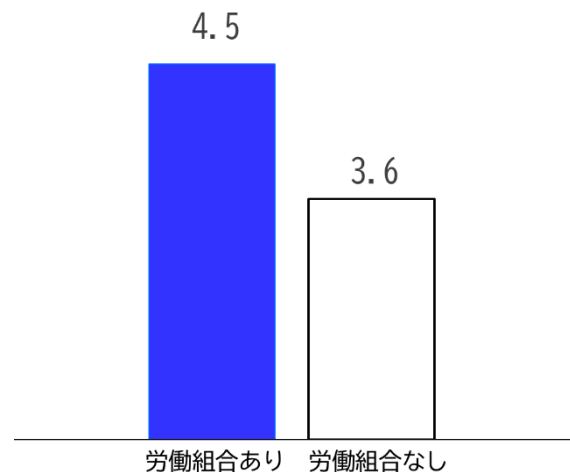
1 年前と比べた暮らし向きの変化



出所：日銀「生活意識に関するアンケート調査」

労働組合の有無による賃上げの差

2024 年の平均賃金の改定率 (%)



出所：厚生労働省
「賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」（2024 年）

2. 地域別最低賃金の中期目標について

- 中期方針については、労使の意見を踏まえて検討を進めていくべきである。毎年の引き上げについては、公労使三者構成の審議会で議論すべきである。
- 連合は、方針として「一般労働者の中央値の6割水準」という中期目標を確認している。中央値が年率3%伸びるとすれば2035年ごろに1,900円程度まで引き上げる必要があり、政府の「2030年代半ばまでに1,500円」の目標を前倒しすることは理解できる。地域間の額差縮小も必要である。

連合の中期目標（一般労働者の賃金中央値の6割水準）と政府の提起している目標

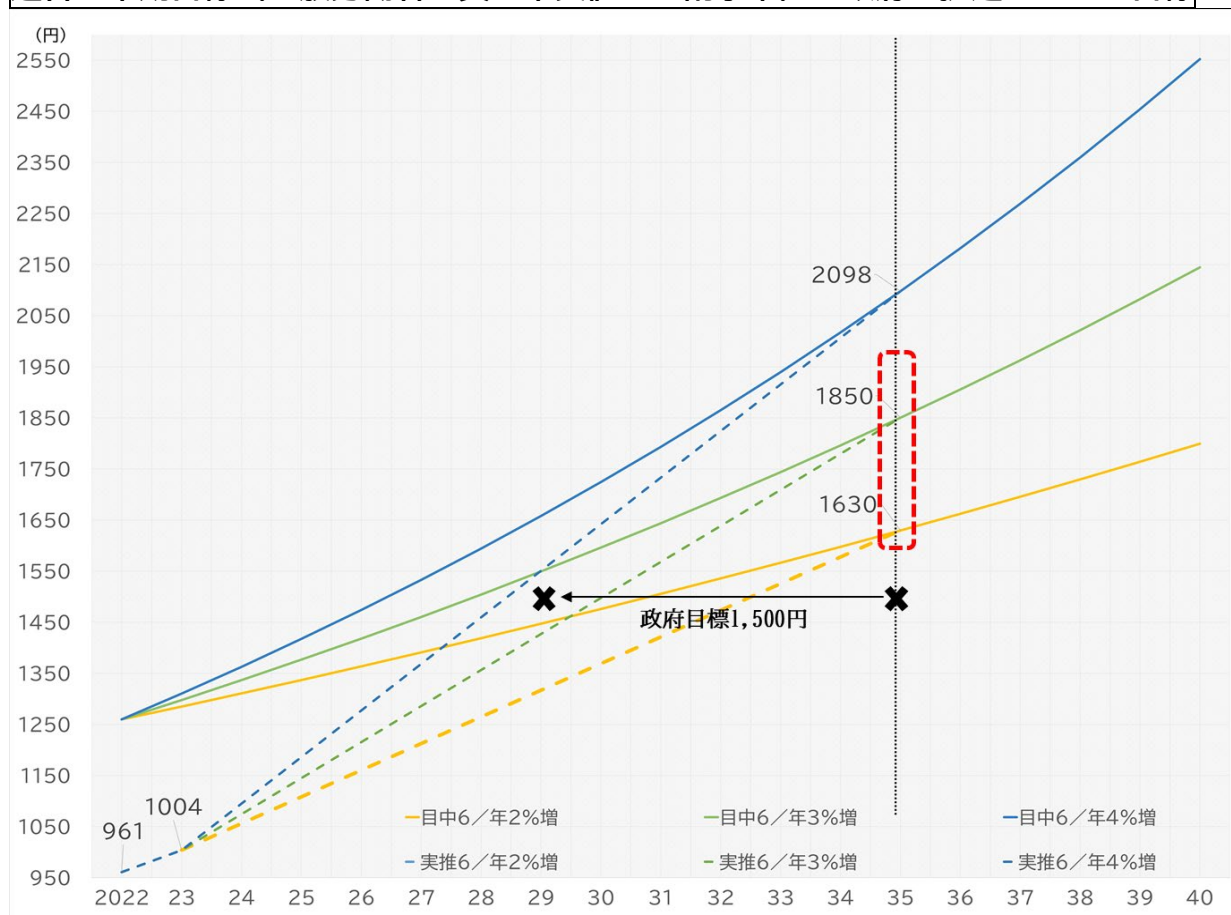


図. 年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移

注. 2022 賃金構造基本統計調査1表より。一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。各実線は、算出した「中央値」が、それぞれ毎年2%、3%、4%ずつ上昇することを想定し試算したもの。各点線は、2035年に同試算値に到達するための推移。

<政府への要望>

- 政府は、「2030年代半ばまでに1,500円」という当初の目標の根拠と前倒しの理由について、丁寧な説明をする必要がある。
- 前倒しにあたっては、目標を掲げるだけでなく、最低賃金引上げに対応した適正な価格転嫁と中小企業等への支援策を強化し、それが実現できる環境を整えることが不可欠である。

真にセーフティネット機能を果たすことができる最低賃金制度の確立

地域別最低賃金は2023年度に全国平均で41円引き上げられ、全国加重平均は1,004円に達した。しかし、この水準では年間2,000時間働いても、いわゆるワーキング・プアと呼ばれる年収200万円程度に過ぎない。これは国際的に見ても低位にとどまる(図1) うえ、地域間の額差も大きく広がっている(図2)。

春季生活闘争で大幅な賃上げが実現している中、これを社会全体へ浸透させ日本経済のステージ転換をはかるには、継続的な賃上げに加え、非正規雇用や有期・契約等で働く人のセーフティネットとしての機能を果たすためにも最低賃金を確実に引き上げることが必要である。

こうした情勢を踏まえ、連合は「一般労働者の賃金の中央値の6割水準をめざす」とする新たな中期目標を確認した¹。この水準は、いわゆる相対的貧困ラインを念頭に、EU指令等で採用されている基準を意識したものである。2023年度改定後の日本の同比率は47.8%²程度だが、新たな中期目標を2035年までに達成するためには、毎年1%ポイントを目途に改善する必要がある。公労使、ひいては社会的な合意形成に向けた真摯な議論を積み重ねる必要がある。

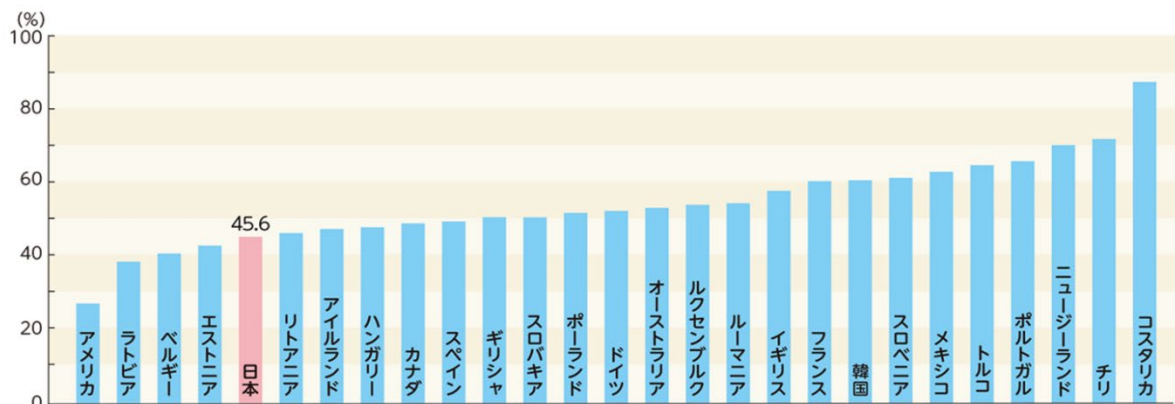
最低賃金の水準を継続的に改善するには、政策面での後押しも欠かせない。特に中小・零細企業における支払い能力を向上させる各種施策の拡充と十分な予算確保が必要である。

そのうえで、最低賃金引き上げの効果を確実に波及させるには、最低賃金の制度趣旨や改定額の周知の徹底、実効性の確保が重要である。最低賃金の履行確保のための要員増強をはじめとする監督体制の抜本的強化とともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則の適用強化などが必要である。また、法定最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の公契約の金額を見直すなど、官民一体の取り組みも重要である。

1 EUが2022年に発令した最低賃金に関する指令では、一般労働者の「中央値の60%」と「平均値の50%」を国際的に共通して用いられる指標となる基準値とし、最低賃金を定めている各国の適正水準への引き上げを促している。

2 2022年度賃金構造基本統計調査と2023年度改定後の地域別最低賃金の全国加重平均額を用いた連合試算。なお、一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を算入した。

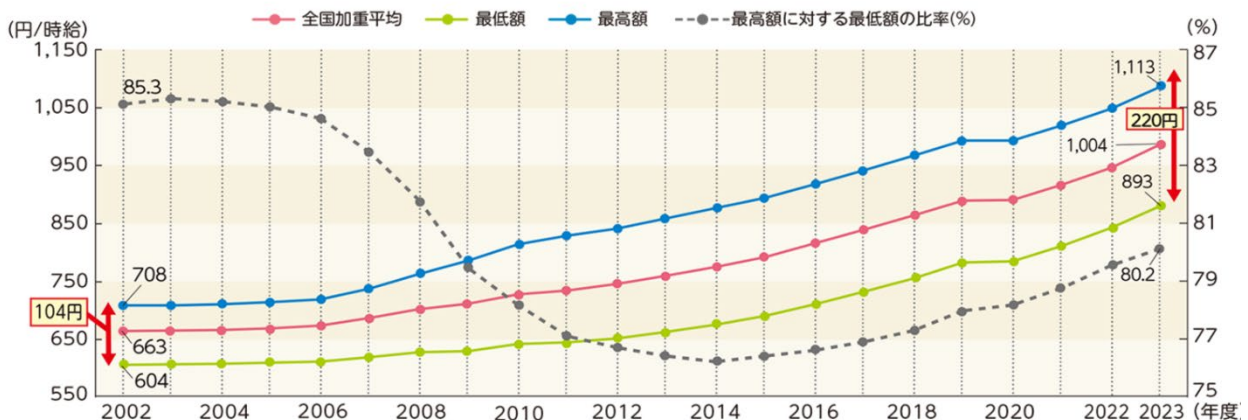
図1 フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率(2022)



注：日本の値は2022年度改定後の全国加重平均額(961円)をもとに算出

出所：OECD.Stat"Minimum relative to average wages of full-time workers"をもとに連合作成

図2 最低賃金の地域間額差の推移



出所：厚生労働省資料をもとに連合作成